

光 野 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー

第 1 号 通 所 事 業 重 要 事 項 説 明 書

ご利用日 : 毎週 () 曜日

ご利用時間 : 午前 9 : 15 ~ 午後 3 : 30

1. サービス利用についての説明者

氏名 _____

電話 (076) 274-7811

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 当センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	光野デイサービスセンター
サービスの種類	第1号通所事業
所在地	石川県白山市番匠町 443 番地
介護保険指定番号	第 1772200034 号
実施単位・利用定員	1 単位・定員 45 名
サービスを提供する地域	白山市

(2) 当センターの職員体制

	常 勤	非常勤	備 考
管 理 者	1		生活相談員と兼務
生 活 相 談 員	2		介護職員と兼務
看 護 職 員	1	1	機能訓練指導員を兼務
介 護 職 員	8		送迎を兼務
機能訓練指導員		1	

(3) 当センターの設備概要

定 員	45 名	静 養 室	1 室
食堂及び機能訓練室	252 m ²	相 談 室	1 室
浴 室	普通浴槽・リフト浴槽	送 迎 車	4 台

(4) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前 8 : 00 ~ 午後 6 : 15

定休日 日曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日

3. サービスの内容

(1) 送迎

送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行います。

また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行います。

(2) 食事

①管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②食事時間

午前 11：45～午後 12：30

(3) 入浴

入浴又は清拭を行ないます。寝たきりの方でも機械リフトを使用して入浴することができます。職員は、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取り組みが出来るよう研修を行っています。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

(5) 排泄

利用者の排泄の介助を行います。

(6) 生活相談

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び援助を行います。

①日常生活動作に関する訓練の相談、助言

②福祉用具の利用法の相談、助言等

(7) アクティビティサービス

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

(8) その他研修の実施

利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、資質向上を図るため、認知症介護に係る基礎的な研修等を行っています。

4. 料金

(1) 利用料金

①ー1 通所介護相当サービス 基本料金

	単位	介護保険適用時の 1月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,798単位 ／月	1,798円	3,596円	5,364円
要支援2	3,621単位 ／月	3,621円	7,242円	10,863円

①ー２ 通所介護相当サービス 加算料金

加算名称		単位	介護保険適用時の 1回あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	88単位／月	88円	176円	264円
	要支援2	176単位／月	176円	352円	528円
科学的介護連携推進体制加算		40単位／月	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算		基本料金と加算 料金の合計の 9.2% (A)	(A) の 1割	(A) の 2割	(A) の 3割

サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置することで算定

科学的介護連携推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合に算定

介護職員等処遇改善加算Ⅰ

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事を目的に算定

②ー１ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） 基本料金

	単位	介護保険適用時の 1月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 (週1回)	1,438単位 ／月	1,438円	2,876円	4,314円
要支援2 (週2回)	2,897単位 ／月	2,897円	5,794円	8,691円
要支援2 (週1回)	1,474単位 ／月	1,474円	2,948円	4,422円

②ー２ 通所介護相当サービス 加算料金

加算名称		単位	介護保険適用時の 1回あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1(週1回)	88単位／月	88円	176円	264円
	要支援2(週2回)	176単位／月	176円	352円	528円
	要支援2(週1回)	88単位／月	88円	176円	264円
科学的介護連携推進体制加算		40単位／月	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算		基本料金と加算料 金の合計の9.2% (A)	(A) の 1割	(A) の 2割	(A) の 3割

サービス提供体制強化加算 I

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置することで算定

科学的介護連携推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合に算定

介護職員等処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事を目的に算定

②食事代（おやつ含む） 1食あたり 750円（全額自己負担）

③その他、おむつ代、レクリエーションにかかわる費用等は、自己負担として徴収する場合があります。

（2）支払方法

①株式会社ジャックスに利用料集金代行を依頼し、利用者の指定する銀行口座から振り替えさせていただきます。上記に要する費用は福寿会の負担といたします。

領収書は入金確認のうえ、別途送付いたします。

②現金での支払いを希望する方については、翌月の15日頃に請求いたしますので、お支払ください。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

介護予防サービス計画（又は介護予防マネジメント）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの中止

①利用者のご都合でサービスを中止する場合

原則としてご利用の前営業日の午後5時までにご連絡ください。

②健康上の理由による中止

ア、風邪等、病気の際はサービスの提供をお断りする場合があります。

イ、当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。この場合、ご家族に連絡の上、適切に応じます。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡の上、適切に対応します。

（緊急連絡先等は、最終頁に記載）

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

（3）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア、利用者が介護保険施設に入所した場合

イ、サービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

ウ、利用者がお亡くなりになった場合

③その他

ア、利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払いがない場合

イ、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

ウ、利用者やその家族などから当センターや当センターの職員又は他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為や身体的暴力、精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

また、逆に当事業所もしくは、当事業所の職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又はハラスメント行為等、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、適切に対応致します。

（苦情相談窓口等連絡先次ページに記載）

6. 当センターのデイサービスの方針について

（1）〔基本方針〕 （光野デイサービスセンター運営規程より）

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

（2）〔運営の方針〕

① 事業所において提供する第1号通所事業は、介護保険法並びに関係する法令の趣旨に従って運営する。

② 利用者及びその家族の要望により、個別サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスの提供に努める。

③ 利用者またはその家族に対し、サービスの内容、提供方法について分かりやすく説明する。

④適切な介護技術をもってサービスを提供する。

⑤介護予防サービス計画（又は介護予防マネジメント）と連携した第1号通所事業サービスの提供を行う。

⑥常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

7. 非常災害対策

（1）災害時の対応

通所介護の提供中に災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。火災、風水害、地震等の災害を想定した年2回以上の訓練を実施します。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、協力機関や地域住民等との連携方法を確認し、災害時には避難誘導の指揮をとります。

（2）防災設備

煙・熱感知器、自動火災報知設備4箇所、ガス漏れ通知器2箇所

非常灯、避難誘導灯 8 箇所、消火栓、消火器 6 箇所、消火装置設置

(3) 災害時訓練

消火、通報、避難、地震等の基本訓練、年 2 回以上

(4) 防火責任者

防火責任者	火元責任者	
武部 隆弘	事務室・湯沸室・浴室・トイレ・食堂・休憩室	中川 理恵

8. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 感染症対策

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じております。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直しています。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を月に 1 回開催しています。
- (3) 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症又は食中毒が発生した場合に実践する介護ケアの実演等、感染症の予防及びまん延防止のための訓練等と一体的に年 2 回行っております。

10. 虐待・身体拘束の防止について

当事業者は利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待・身体拘束の防止に関する責任者を選定しています。

虐待・身体拘束防止に関する責任者：武部 隆弘

但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- (2) 職員に対して、虐待・身体拘束防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（家族・親族・同居人等）による虐待・身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを白山市に通報し、再発防止に努めていきます。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当センター利用者相談・苦情担当

当センターに関するご相談・苦情について賜ります。

TEL (076) 274-7811 光野デイサービスセンター

TEL (076) 276-3545 特別養護老人ホーム福寿園

○ 苦情受付窓口（担当者） 所 長：武部 隆弘

生活相談員：中川 理恵

○ 苦情責任者 特別養護老人ホーム福寿園施設長：端 久美

○ 受付時間 月曜日～土曜日 8:15～17:15

(2) その他

当センター以外に白山市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※お住いの保険者担当課にご連絡ください。

白山市役所 長寿介護課	所在地 〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地 TEL 076-274-9529 FAX 076-275-2211 受付時間 8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
石川県国民健康保険 団体連合会	所在地 〒920-0968 金沢市幸町12-1 幸町庁舎4F TEL 076-231-1110 FAX 076-231-1601 受付時間 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
石川県社会福祉協議会	所在地 〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 TEL 076-224-1212 FAX 076-222-8900 受付時間 8:30～17:15 (土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

12. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、デイサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。

13. 緊急時及び事故発生時の対応並びに事故防止についての体制

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) デイサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに白山市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (3) デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故発生の防止に向け、毎月事故防止委員会を設け報告会並びに対応策を検討しています。また、職員は、事故再発防止策について、年1回の研修を行っております。

14. 第三者評価の受審

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供するものとして、5年ごとに第三者評価を受審しており、評価結果は石川県のホームページにて開示しております。直近では、下記の評価機関にて実施しております。

評価日 平成31年1月24日 評価機関 (有) エイ・ワイ・エイ研究所

15. 法人の概要

法人名称 社会福祉法人 福寿会
所在地 石川県白山市山島台4丁目100番地
代表者氏名 理事長 南 眞次
定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- ①特別養護老人ホーム 福寿園
- ②特別養護老人ホーム 松美苑
- ③軽費老人ホーム ケアハウスまっとう
- ④軽費老人ホーム ケアハウス剣崎
- ⑤特別養護老人ホーム 鶴来ふくまるハウス

(2) 第二種社会福祉事業

- ①福寿園デイサービスセンター
- ②笠間デイサービスセンター
- ③光野デイサービスセンター
- ④剣崎デイサービスセンター
- ⑤短期入所生活介護事業（福寿園）
- ⑥短期入所生活介護事業（松美苑）
- ⑦短期入所生活介護事業（剣崎）
- ⑧短期入所生活介護事業（鶴来ふくまるハウス）
- ⑨小規模多機能型居宅介護事業（鶴来ふくまるハウス）

(3) 公益を目的とする事業

- ①居宅介護支援センター福寿園
- ②居宅介護支援センター松美苑
- ③居宅介護支援センター光野
- ④居宅介護支援センター剣崎
- ⑤居宅介護支援センター鶴来
- ⑥白山市地域包括支援センター笠間

令和 年 月 日

第1号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

住 所 石川県白山市番匠町 443 番地
事業者名 社会福祉法人 福寿会
光野デイサービスセンター
所 長 武部 隆弘

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号通所事業についての重要事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____

緊急連絡先等

緊急連絡先①	氏 名		緊急連絡先②	氏 名	
	住 所			住 所	
	電話番号			電話番号	
	続 柄			続 柄	
緊急連絡先③	氏 名		主治医	病院又は 診療所	
	住 所			医師名	
	電話番号			住 所	
	続 柄			電話番号	

